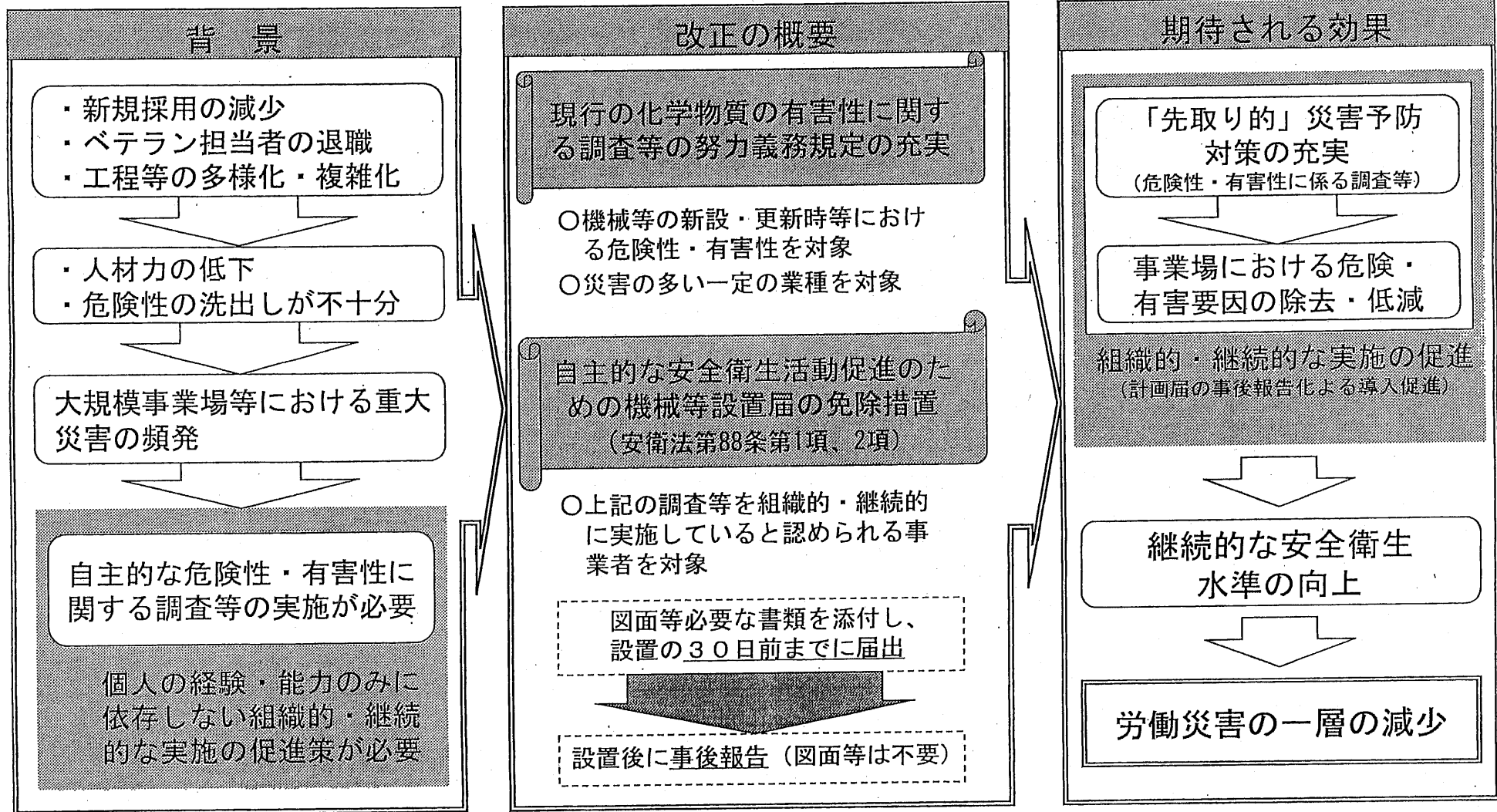
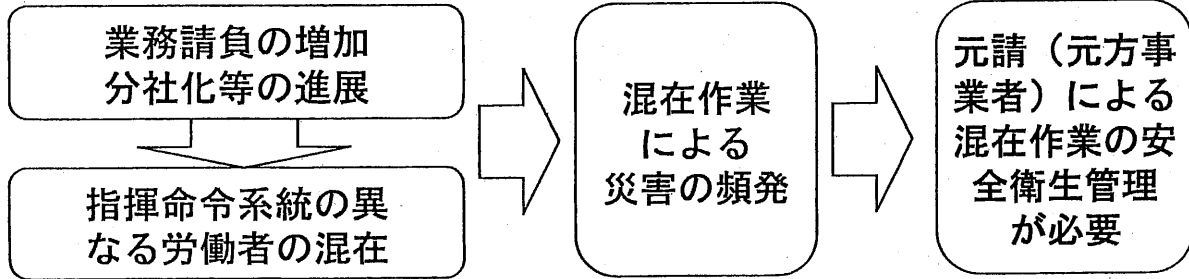


# 事業場における自主的な安全衛生活動促進のための環境整備



# 元方事業者による混在作業現場における安全衛生管理の実施

## 背景



混在作業による災害は作業間の連絡調整不足が主因

災害事例

- ①製鉄所において、請負人の労働者Aが天井クレーンの集電装置を修理していた際、親会社の労働者が試運転のため通電したところ、Aが感電死した。
  - ②食料品製造工場において、台車を押していた請負人の労働者Aが親会社（元方事業者）の労働者Bが運転するフォークリフトに正面から衝突され死亡した。
- 連絡調整により、行われる措置である
- ①主電源の遮断
  - ②フォークリフトと台車の経路の区分等
- が実施されていれば防ぐことができた

## 改正の概要

### 元方事業者による混在作業現場における安全衛生管理の実施

- 対象業種  
・ 製造業
- 実施事項  
・ 作業間の連絡調整、合図の統一等必要な措置

期待される効果

混在作業に対応した安全管理の実現

連絡調整の不足等による災害の防止

## 発注者等による危険有害情報の提供について

### 背景

○危険有害な化学物質を製造・取り扱う設備の改造、修理、清掃等について外注する傾向  
(発注先は、外部の建設業者等)

○発注者が把握している設備の中の化学物質等の情報を請負人に知らせないまま発注したことによる一酸化炭素中毒、火災等の災害が発生  
(発注者から情報提供がなく、請負業者の労働者が配管のバルブを開けたため、滞留していた一酸化炭素が流出し、労働者1名死亡19名中毒など)

### 対応案

○大量漏えいによる急性中毒を引き起こす物質、引火性等を有する物質を製造・取り扱う設備の改造等の仕事で一定の作業を発注する場合

発注者は下記の情報を請負人に提供

- ① 化学物質の危険・有害性
- ② 作業において注意すべき事項  
(例：配管には一酸化炭素が流れており、バルブは開放しないこと)
- ③ 発注者の講じた措置等  
(例：バルブを閉止したこと)

(情報の提供を受けた請負人は、関係下請人に情報を提供)